

「ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

さて、早速ではございますが、本年9月1日より「ストックオプション専用口座取引約款（個人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

（下線部変更）

新	旧
<p>第2章 口座内証券の管理</p> <p>第9条（振替機関への通知に係る処理）</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替有価証券については、次の各号に定める通知等のあるときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>①総株主通知、総投資主通知</p> <p>②個別株主通知、個別投資主通知</p> <p>③株主総会資料、投資主総会資料の書面交付請求(第7項に規定する書面交付請求をいいます)</p> <p>(6)省略</p> <p>(7) お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託および投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていたく必要があります。</p> <p>(8)省略</p> <p>(9)省略</p> <p>(10)省略</p> <p>第10条(名義書換等の手続きの代行等)</p> <p>当社は、ご依頼があるときは、株券の名義書換、併合または分割、株式無償割当て、単元未満株式の発行者による買取または買増、株主総会資料、投資主総会資料の書面交付請求に係る手続きを代行します。</p> <p>2022年9月</p>	<p>第2章 口座内証券の管理</p> <p>第9条（振替機関への通知に係る処理）</p> <p>(1)～(4)省略</p> <p>(5) 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替有価証券については、<u>総株主通知または個別株主通知</u>のあるときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6)省略</p> <p>(新設)</p> <p>(7)省略</p> <p>(8)省略</p> <p>(9)省略</p> <p>第10条(名義書換等の手続きの代行等)</p> <p>当社は、ご依頼があるときは、株券の名義書換、併合または分割、株式無償割当て、単元未満株式の発行者による買取または買増等に係る手続きを代行します。</p> <p>2020年12月</p>

以上